

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成24年11月13日

**【四半期会計期間】** 第13期第3四半期（自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日）

**【会社名】** 株式会社メディビックグループ

**【英訳名】** MediBic Group

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 橋本 康弘

**【本店の所在の場所】** 東京都渋谷区桜丘町27番2号

（上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っております。）

**【電話番号】** 03（3222）0132

**【事務連絡者氏名】** 執行役員管理本部長 門井 豊

**【最寄りの連絡場所】** 東京都千代田区紀尾井町4番1号

**【電話番号】** 03（3222）0132

**【事務連絡者氏名】** 執行役員管理本部長 門井 豊

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第12期 第3四半期 連結累計期間	第13期 第3四半期 連結累計期間	第12期
会計期間		自 平成23年 1月 1日 至 平成23年 9月30日	自 平成24年 1月 1日 至 平成24年 9月30日	自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日
売上高	(千円)	130,518	142,278	199,441
経常損失	(千円)	177,611	130,630	207,555
四半期(当期)純損失	(千円)	154,462	133,831	184,858
四半期包括利益又は包括利益	(千円)	136,755	130,198	165,280
純資産額	(千円)	227,446	179,950	198,972
総資産額	(千円)	293,650	217,217	244,006
1株当たり四半期(当期) 純損失金額	(円)	7円69銭	6円47銭	9円17銭
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)			
自己資本比率	(%)	73.9	76.9	77.3

回次		第12期 第3四半期 連結会計期間	第13期 第3四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成23年 7月 1日 至 平成23年 9月30日	自 平成24年 7月 1日 至 平成24年 9月30日
1株当たり四半期純損失金額	(円)	2円47銭	3円51銭

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第12期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。
4. 第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。  
当第3四半期連結会計期間において普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。第12期連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純損失金額を算定しております。
5. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失を計上しているため記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、株式会社 Asia Private Equity Capital メディビック Pre-IP0 コリア ファンド 1号は、第1四半期連結会計期間において解散したため、連結子会社から除外しております。

この結果、平成24年9月30日現在では、当社グループは、当社及び連結子会社5社（1組合を含む）により構成されることとなりました。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において、当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

当社グループは、営業損失、経常損失、当期純損失及び営業活動によるキャッシュ・フローにおきまして前連結会計年度まで継続してマイナスを計上しており、当第3四半期連結累計期間におきましても営業損失126,506千円、経常損失130,630千円、四半期純損失133,831千円を計上するに至っており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において、当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間（平成24年1月1日～平成24年9月30日）における我が国経済は、設備投資や雇用情勢に持ち直しの動きがあるなか、円高、海外経済の減速、外交問題など不安定な状況のうちに推移いたしました。

又、当社グループを取り巻く環境としましては、臨床研究支援、遺伝子に関する行政通達、指針、ガイドライン策定など、国策として「個別化（テーラーメイド）医療」実現に向けた支援や制度整備が進められるなか、大学や研究機関、製薬企業による病気や薬剤、遺伝子との関係を解明する研究、バイオバンクの整備などの取り組みが活発化してまいりました。

このような状況のもと当社グループは、検体バンキング事業を中心にPGxサービスソリューション営業の強化に注力するとともに、薬剤と副作用のリスク判断を行う「おくすり体質検査」を軸に新たな遺伝子検査の技術開発、専門クリニック及び総合病院との業務提携を積極的に進めてまいりました。又、遺伝子解析技術を応用した新たな取り組みとしてアカデミックや海外企業などと共同開発研究を進める等、業容拡大のための施策を行ってまいりました。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間における連結業績、セグメントの業績は、次のとおりであります。

	実績(千円)	対前年同期増減(千円)
売上高	142,278	11,759 増
営業損失	126,506	40,309 減
経常損失	130,630	46,981 減
四半期純損失	133,831	20,630 減

#### バイオマーカー創薬支援事業

バイオマーカー創薬支援事業につきましては、PGx試験支援サービスの主体となる検体バンキングサービス、検体管理システム販売、RNA増幅試薬の販売及び臨床試験サポートを、国内外の製薬メーカー、アカデミック・研究機関に対して提供してまいりました。

特に検体バンキングサービスにおいては、国や製薬企業などがテーラーメイド医療研究を活発化させていることで、PGx試験への取り組みが試験の数、規模ともに増加する傾向が見られ、保管検体数は、およそ15,000検体前後で推移しております。

又、このような臨床試験の大規模化、高品質化に対応するため、グローバル対応可能でPGx試験用としては国内随一となる検体管理システム「SATS」及び匿名化システム「Anonymity」の新バージョンを

開発・販売するほか、大手医薬品開発支援サービスのイーピーエス社と協業体制を構築するなど事業拡大の基盤づくりを行いました。

この結果、バイオマーカー創薬支援事業の売上高は88,477千円（前年同四半期比15.1%増）、セグメント利益（営業利益）は22,980千円（前年同四半期は1,000千円の利益）となりました。

#### テラーメイド健康管理支援事業

テラーメイド健康管理支援事業につきましては、PGx試験支援サービスにおけるノウハウを活用した個人向け健康管理支援サービスとして、「おくすり体質検査」「CYP2D6遺伝子検査」をクリニック、調剤薬局などを通じて販売するほか、新たな遺伝子検査の技術開発、ヘルスケア製品の販売を行ってまいりました。

具体的には、ゲノム薬理学の臨床現場への浸透・発展を目指した神戸大学医学部附属病院との共同研究会発足、英国キングスカレッジロンドン大津欣也教授との「慢性心不全における運動耐容能低下の改善剤」に関するノウハウを活用した低分子化合物RSR13の薬剤有効性を推定する遺伝子検査の開発、BGI JAPAN社との日本国内における感染症分野における感染源の特定のための感染集団からの検体の収集及び匿名化などの共同研究開発（成果：HLA遺伝子検査開発）、感染予防と簡単測定、業務効率の向上を重視した非接触型体温計「サーモファインダーPro」の販売など、業容拡大のための施策を講じてまいりました。

この結果、テラーメイド健康管理支援事業の売上高は31,737千円（前年同四半期比380.0%増）、セグメント損失（営業損失）は24,446千円（前年同四半期は30,980千円の損失）となりました。

#### 創薬事業

創薬事業につきましては、米国Eleison Pharmaceuticals, Inc.（Eleison社）とともに抗がん剤Glufosfamide（グルフォスファミド）の共同開発に取り組んでおります。これまでEleison社は、平成23年5月、Pharm-OlamInternational Ltd.をCROに選定し、平成24年2月には、開発資金を調達するなど第 相臨床試験開始に向けた準備を整え、本年後半には試験をスタートする予定としております。又、欧州では、平成23年4月にオーファンドラッグとしての認定を受け、EU圏における10年間の独占販売権が与えられるとともに、開発援助金を受けられることができるなど様々な優遇措置が講じられることとなり、EU圏での開発にも大きな期待が寄せられているところであります。

こうしたなか当社グループは、アジアの製薬企業を中心にライセンス交渉を進めてまいりました。

この結果、創薬事業の売上高は704千円（前年同四半期は創薬事業の売上高はありません。）、セグメント損失（営業損失）は2,550千円（前年同四半期は1,057千円の損失）となりました。

#### 投資・投資育成事業

投資・投資育成事業につきましては、保有する営業投資有価証券の売却を進めたことにより、非上場の外国株式2銘柄を売却いたしました。又、投資先の事業状況等の精査の結果、当第3四半期連結累計期間におきまして投資損失引当金繰入額11,420千円を計上いたしました。

これにより、投資・投資育成事業の売上高は21,359千円（前年同四半期比54.6%減）、セグメント損失（営業損失）は3,338千円（前年同四半期は22,438千円の損失）となりました。

## (2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における総資産は217,217千円となり、前連結会計年度末に比べ26,788千円減少いたしました。主な要因としては、現金及び預金の減少32,730千円、営業投資有価証券の減少8,459千円、投資損失引当金の増加9,141千円によるものであります。

負債は37,267千円であり、前連結会計年度末に比べ7,766千円減少いたしました。主な要因は、未払法人税等の減少6,281千円、前受金の減少5,527千円によるものであります。

純資産は、前連結会計年度末に比べ19,022千円減少し、179,950千円となりました。これは新株予約権の行使に伴い資本金及び資本剰余金がそれぞれ54,285千円増加したものの、四半期純損失133,831千円を計上したことによるものであります。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は86千円であります。

(5) 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

当社グループにおきましては、継続企業の前提に疑義を生じさせるような事象を解消するため、「事業収益の拡大」及び「資産のキャッシュ化」を経営の柱として、引き続き安定した財務基盤の確立に努めるとともに、資金調達による財務体質の改善に取り組んでまいります。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	70,000,000
計	70,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年11月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	21,599,720	22,219,720	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数は100株で あります。
計	21,599,720	22,219,720		

(注) 「提出日現在発行数(株)」欄には、平成24年11月1日からこの四半期報告書提出までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成24年7月27日
新株予約権の数(個)	50,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,000,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	当初行使価額1株当たり78円 (注)4
新株予約権の行使期間	平成24年8月14日～平成26年8月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

2. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は、以下のとおりであります。

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式5,000,000株とし、株価の上昇又は下落により本新株予約権の行使価額が修正されても変化しない。但し、「(注)3. 新株予約権の目的となる株式の数」に記載のとおり、行使価額が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の数は調整される。

(2) 行使価額の修正基準

本新株予約権の行使価額は、各行使請求に係る通知を当社が受領した日(以下「修正日」という。)の直前の取引日(株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。但し、本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した時点において、取引所におけるその日の売買立会が終了している場合、当該通知は、直後の取引日に受領したものとみなす。

(3) 行使価額の修正頻度

行使の際、「(注)2.(2)行使価額の修正基準」に記載の条件に該当する都度、修正される。

(4) 修正価額の下限

下限の行使価額は定めない。但し、「(注)6. 株予約権の行使の条件」に記載のとおり、本新株予約権の行使請求の効力発生日の直前取引日において、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が55円を下回る場合は、本新株予約権の行使ができない。結果として、行使価額は、55円の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(50円)を下回らない。但し、「(注)4. 新株予約権の行使時の払込金額(2)行使価額の調整」に基づき行使価額の調整が必要となる場合には、当該行使価額が調整されることがある。

(5) 割当株式数の上限 5,000,000株

(6) 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限

300,000,000円(「(注)2.(4)修正価額の下限」にて本新株予約権全て行使された場合の資金調達額。但し、本新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性がある。)

3. 新株予約権の目的となる株式の数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式5,000,000株(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、「(注)3. 新株予約権の目的となる株式の数(2)乃至(4)」より割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。



- (2) 当社が、「(注) 4. 新株予約権の行使時の払込金額(2)行使価額の調整」の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、「(注) 4. 新株予約権の行使時の払込金額(2)行使価額の調整」に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る「(注) 4. 新株予約権の行使時の払込金額(2)行使価額の調整 及び )」による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、割当先に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、「(注) 4. 新株予約権の行使時の払込金額(2)行使価額の調整 e.」に定める場合、その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

#### 4. 新株予約権の行使時の払込金額

- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初78円とする。但し、行使価額は「(注) 2. (2)行使価額の修正基準」に定めるところにより修正され、又、「(注) 4. 新株予約権の行使時の払込金額(2)行使価額の調整」に定めるところに従い調整されるものとする。

- (2) 行使価額の調整

当社は本新株予約権の発行後、「(注) 4. 新株予約権の行使時の払込金額(2)行使価額の調整」に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行・処分株式数}}$$

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- a. 「(注) 4. 新株予約権の行使時の払込金額(2)行使価額の調整 b.」に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当による場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）。

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。）以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- b. 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- c. 「(注) 4. 新株予約権の行使時の払込金額(2)行使価額の調整 b.」に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は「(注) 4. 新株予約権の行使時の払込金額(2)行使価額の調整 b.」に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当の場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- d. 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに「(注) 4. 新株予約権の行使時の払込金額(2)行使価額の調整 b.」に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合  
調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- e. 「(注) 4. 新株予約権の行使時の払込金額(2)行使価額の調整 a.乃至c.」の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、「(注) 4. 新株予約権の行使時の払込金額(2)行使価額の調整 a.乃至c.」にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。  
行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後、行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- a. 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。  
b. 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日（但し、「(注) 4. 新株予約権の行使時の払込金額(2)行使価額の調整 e.」の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。  
c. 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、又、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。又、「(注) 4. 新株予約権の行使時の払込金額(2)行使価額の調整 e.」の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当られる当社の普通株式数を含まないものとする。
- 「(注) 4. 新株予約権の行使時の払込金額(2)行使価額の調整」の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は割当先と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

- a. 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。  
b. その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により、行使価額の調整を必要とするとき。  
c. 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、割当先に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、「(注) 4. 新株予約権の行使時の払込金額(2)行使価額の調整 e.」に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

#### 5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

##### (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求にかかる各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求にかかる各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、新株予約権の行使により発行される株式の数で除した額とする。

##### (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 6．新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の行使請求の効力発生日の直前取引日において、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が55円（以下「下限価額」といい、「(注)4．新株予約権の行使時の払込金額(2)行使価額の調整」の規定を準用して調整される。）を下回る場合は、当該本新株予約権の行使はできない。

(2) 各本新株予約権の一部行使はできない。

#### 7．自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり100円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本条項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(2) 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合は、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり100円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。本条項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(3) 本新株予約権の発行後、いずれかの取引日において、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が3取引日連続して55円を下回った場合、又は10取引日連続して当社普通株式の1日当たりの取引所における平均売買出来高が、平成24年7月27日に先立つ10取引日間における発行会社株式の1日当たりの取引所における平均売買出来高の50%を下回った場合には、本新株予約権者は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して15取引日目の日において、本新株予約権1個当たり100円の価額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得する。

(4) 本新株予約権の行使の結果、当社が総額500,000,000円を受領した場合、本新株予約権者は、本新株予約権を取得し、買取り又は行使するいかなる義務も負わないものとする。その場合、当社は、5取引日以内に本新株予約権1個100円の価額で本新株予約権者から残存する新株予約権を取得するものとする。

#### 8．新株予約権の譲渡に関する事項

該当事項はありません。但し、本新株予約権のコミットメント条項付買取契約において、割当先が本新株予約権を譲渡する際には、当社取締役会の承認を要する。

#### 9．当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についての割当先との間の取り決めの内容

該当事項はありません。

#### 10．当社の株券の売買に関する事項についての割当先との間の取決めの内容

該当事項はありません。

#### 11．当社の株券の貸借に関する事項についての割当先と当社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

該当事項はありません。

#### 12．その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当第3四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が以下のとおり、行使されました。

	第3四半期会計期間 (平成24年7月1日から平成24年9月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	3,450
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	345,000
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	62
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	21,425
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	3,450
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	345,000
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	62
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	21,425

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成24年7月1日 (注)1	20,942,658	21,154,200		2,214,682		2,747,879
平成24年7月1日～ 平成24年9月30日 (注)2	445,520	21,599,720	15,960	2,230,642	15,960	2,763,839

(注) 1. 平成24年6月30日の株主名簿に記載された株主に対し、所有株式数を1株につき100株の割合をもって分割いたしました。

2. 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年6月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成24年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式（自己株式等）			
議決権制限株式（その他）			
完全議決権株式（自己株式等）			
完全議決権株式（その他）	普通株式 211,542	211,542	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式			
発行済株式総数	211,542		
総株主の議決権		211,542	

- (注) 1. 「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が34株（議決権34個）含まれております。  
2. 平成24年7月1日を効力発生日として、普通株式1株を100株に株式分割するとともに、100株を1単元とする単元株制度を採用しておりますが、記載数値は当該株式分割及び単元株制度を反映しておりません。

【自己株式等】

平成24年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
計					

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成24年7月1日から平成24年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年1月1日から平成24年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人よつば総合事務所による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	62,027	29,297
受取手形及び売掛金	18,230	16,907
営業投資有価証券	143,568	135,108
投資損失引当金	34,377	43,519
商品及び製品	608	474
仕掛品	13,399	13,675
貯蔵品	-	1,809
その他	11,003	5,436
貸倒引当金	7,114	770
流動資産合計	207,345	158,419
固定資産		
有形固定資産		
その他(純額)	6,167	3,904
有形固定資産合計	6,167	3,904
無形固定資産		
販売権	-	22,222
その他	6,693	5,659
無形固定資産合計	6,693	27,881
投資その他の資産		
投資有価証券	0	0
出資金	11,696	9,037
敷金及び保証金	12,102	17,973
長期未収入金	-	4,810
破産更生債権等	10,000	-
貸倒引当金	10,000	4,810
投資その他の資産合計	23,799	27,010
固定資産合計	36,660	58,797
資産合計	244,006	217,217

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	1,667	208
未払費用	6,294	8,003
未払法人税等	10,408	4,126
前受金	19,787	14,260
その他	6,063	10,668
流動負債合計	44,221	37,267
固定負債		
受注損失引当金	811	-
固定負債合計	811	-
負債合計	45,033	37,267
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	2,176,357	2,230,642
資本剰余金	2,709,554	2,763,839
利益剰余金	4,651,602	4,785,433
株主資本合計	234,309	209,048
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	45,606	41,973
その他の包括利益累計額合計	45,606	41,973
新株予約権	10,077	12,845
少数株主持分	191	29
純資産合計	198,972	179,950
負債純資産合計	244,006	217,217



(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】  
【四半期連結損益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年9月30日)
売上高	130,518	142,278
売上原価	106,282	74,755
売上総利益	24,236	67,522
販売費及び一般管理費	191,052	194,028
営業損失( )	166,815	126,506
営業外収益		
受取利息	193	20
投資損失引当金戻入額	-	2,278
受注損失引当金戻入額	-	811
貸倒引当金戻入額	1,709	1,533
その他	944	803
営業外収益合計	2,848	5,448
営業外費用		
支払手数料	5,369	7,257
為替差損	6,467	328
その他	1,807	1,986
営業外費用合計	13,644	9,572
経常損失( )	177,611	130,630
特別利益		
固定資産売却益	-	14
投資損失引当金戻入額	13,224	-
新株予約権戻入益	38	-
投資有価証券売却益	9,276	-
受注損失引当金戻入額	451	-
過年度損益修正益	1,690	-
特別利益合計	24,682	14
特別損失		
固定資産廃棄損	-	95
特別損失合計	-	95
税金等調整前四半期純損失( )	152,929	130,712
法人税、住民税及び事業税	1,533	3,120
法人税等合計	1,533	3,120
少数株主損益調整前四半期純損失( )	154,463	133,832
少数株主損失( )	0	0
四半期純損失( )	154,462	133,831

【四半期連結包括利益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純損失( )	154,463	133,832
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	17,707	3,633
その他の包括利益合計	17,707	3,633
四半期包括利益	136,755	130,198
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	136,754	130,198
少数株主に係る四半期包括利益	0	0

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日至平成24年9月30日)
(連結の範囲の重要な変更) 株式会社 Asia Private Equity Capital メディビック Pre-IP0 コリア ファンド 1号は、第1四半期連結会計期間において解散したため連結の範囲から除外しております。

【会計方針の変更等】

当第3四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日至平成24年9月30日)
(会計方針の変更) 第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。 当第3四半期連結会計期間において株式分割を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純損失金額を算定しております。 なお、これによる影響については、「1株当たり情報に関する注記」に記載しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日至平成24年9月30日)
第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年9月30日)
減価償却費	2,130 千円	6,899 千円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成23年1月1日至平成23年9月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、ストック・オプションの一部行使による払い込みを、下記内容にて受けております。この結果、当第3四半期連結会計期間末において資本金が2,176,357千円、資本剰余金が2,709,554千円となっております。

(単位：千円)

種類	権利行使者	権利行使日	資本金	資本剰余金
新株予約権	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社	平成23年1月	35,500	35,500
		平成23年2月	8,353	8,353
		平成23年6月	10,023	10,023
合計			53,876	53,876

当第3四半期連結累計期間(自 平成24年1月1日 至 平成24年9月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、新株予約権の一部行使による払い込みを、下記内容にて受けております。この結果、当第3四半期連結会計期間末において資本金が2,230,642千円、資本剰余金が2,763,839千円となっております。

(単位：千円)

種類	権利行使者	権利行使日	資本金	資本剰余金
新株予約権	Evolution Master Fund LP	平成24年6月14日	10,151	10,151
	Evolution Master Fund LP	平成24年6月18日	10,151	10,151
	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社	平成24年6月19日	12,947	12,947
	Global Opportunities Fund Ltd. SPC c/o Evolution Master Capital Management, LLC,	平成24年6月20日	5,075	5,075
	マッコーリ・バンク・リミテッド	平成24年8月14日	525	525
	マッコーリ・バンク・リミテッド	平成24年8月20日	660	660
	マッコーリ・バンク・リミテッド	平成24年8月23日	2,112	2,112
	マッコーリ・バンク・リミテッド	平成24年8月28日	3,135	3,135
	マッコーリ・バンク・リミテッド	平成24年9月5日	480	480
	マッコーリ・バンク・リミテッド	平成24年9月10日	442	442
	マッコーリ・バンク・リミテッド	平成24年9月14日	870	870
	マッコーリ・バンク・リミテッド	平成24年9月20日	590	590
	マッコーリ・バンク・リミテッド	平成24年9月25日	620	620
	NOMAD, Inc.	平成24年9月26日	5,075	5,075
	マッコーリ・バンク・リミテッド	平成24年9月27日	1,450	1,450
合計			54,285	54,285

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成23年1月1日至平成23年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	バイオマ ーカー創薬支 援事業	テーラーメ イド健康管 理支援事業	創薬事業	投資・投資 育成事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	76,870	6,611		47,036	130,518		130,518
セグメント間の内部売 上高又は振替高							
計	76,870	6,611		47,036	130,518		130,518
セグメント利益又は損失 ( )	1,000	30,980	1,057	22,438	53,475	113,340	166,815

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額 113,340千円は、各報告セグメントに配分していない当社の管理部門に係る費用であります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自平成24年1月1日至平成24年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	バイオマ ーカー創薬支 援事業	テーラーメ イド健康管 理支援事業	創薬事業	投資・投資 育成事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	88,477	31,737	704	21,359	142,278		142,278
セグメント間の内部売 上高又は振替高							
計	88,477	31,737	704	21,359	142,278		142,278
セグメント利益又は損失 ( )	22,980	24,446	2,550	3,338	7,355	119,150	126,506

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額 119,150千円は、各報告セグメントに配分していない当社の管理部門にかかる費用であります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年9月30日)
1株当たり四半期純損失金額	7円 69銭	6円 47銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額(千円)	154,462	133,831
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純損失金額(千円)	154,462	133,831
普通株式の期中平均株式数(株)	20,093,174	20,690,633

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。  
2. 当社は、平成24年7月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純損失金額を算定しております。

(会計方針の変更)

第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号平成22年6月30日)を適用しております。

この適用により、当第3四半期連結会計期間に行った株式分割は、前連結会計年度の期首に行われたと仮定し、1株当たり四半期純損失金額を算定しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の、前第3四半期連結累計期間の1株当たり四半期純損失金額は、以下のとおりです。

1株当たり四半期純損失金額 768円 73銭

(重要な後発事象)

当第3四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日至平成24年9月30日)	
新株予約権の行使	
当第3四半期連結会計期間終了後、平成24年8月13日付発行の第5回新株予約権(第三者割当による行使価額修正条項付新株予約権)について、一部権利行使がありました。当該新株予約権の権利行使の概要は、以下のとおりであります。	
(1) 発行した株式の種類及び株式数	普通株式 1,090,000 株
(2) 増加した資本金	35,042 千円
(3) 増加した資本準備金	35,042 千円
これにより、平成24年11月13日現在、資本金2,265,685千円、資本準備金2,798,882千円となりました。	

2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年11月13日

株式会社メディックグループ  
取締役会 御中

### 監査法人よつば総合事務所

指定社員 公認会計士 神 門 剛  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 高 屋 友 宏  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社メディックグループの平成24年1月1日から平成24年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成24年7月1日から平成24年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年1月1日から平成24年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社メディックグループ及び連結子会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、平成24年8月13日に発行した第5回新株予約権につき、平成24年10月1日から平成24年11月13日までの間に一部権利行使があり、新株式の発行を行っている。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。